1 監査等の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象 財政部

令和5年度4月~7月分 必要に応じて令和4年度分

3 監査の着眼点 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画 (以下「実施計画」という。) に定める着眼点による

4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所

5 監査の日程 今和5年9月1日~令和5年10月30日

6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられ たので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。 なお、軽微な事項については、別途指示した。

## [指摘事項]

(1) 市税収納率の向上について

令和 4 年度決算において、市税収納率は 96.1%で、前年度比 0.4 ポイント増であった。

業務の効率化の推進や人材育成の強化等により、滞納繰越分の早期回収に努めるほか、滞納繰越が生じないよう現年課税分を回収するため、納税コールセンターの運用や納付機会の拡充を図っており、収納率の向上が見られた。

しかしながら、令和 5 年 7 月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は 2,289,586,535 円であることから、今後とも、現年課税分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、税負担の公平性確保及び市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図られたい。

## (2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」 と規定している。

しかしながら、納税課が備品管理システムに記録している備品について、廃 棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努めら

れたい。

## (3) 個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和5年4月から7月までの間に、納税課において通知書等 を誤って他人に送付するという事案が2件発生した。

今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。